

6月19日（金）

【件名】 学校給食再開後の給食費についてのお知らせ

日頃から学校給食の運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

北九州市教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の影響により6月24日（水）から給食を再開することに伴い、給食再開後の給食費について、以下のとおり取扱うこととする連絡がありました。

保護者の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解の上、給食費の取扱いについてご協力いただきますようお願いいたします。

1 6月24日（水）から6月30日（火）の給食費について

【中学校】

1食単価（297円）に実施日数（5日間）を乗じた金額を徴収します。

2 7月分の給食費について

【中学校】

月額（5,400円）を徴収します。

3 令和2年3月分の給食費について

令和2年3月についても、臨時休業に伴い給食が実施されなかったため、3月分給食費については、卒業生・3月転校生など最終学年を除き、原則令和2年度に繰越しできるものとしています。

令和2年度に繰越した3月分給食費については、上記6月分・7月分給食費と相殺して徴収させていただきます。

4 口座振替・現金徴収について

6月分給食費は7月分給食費と合算して、7月に口座振替又は現金で徴収します。